

競争参加者の資格に関する公示

東千歳（6）構内線路等整備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年5月27日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長 宮崎 順
(公印省略)

1 工事名 東千歳（6）構内線路等整備工事

2 工事場所 北海道千歳市

3 工事概要

【東千歳駐屯地】

- ①構内通信線路整備に係る通信工事
- ②通信機器設置に係る屋内通信及び電気設備工事
- ③標準図等活用発注方式（B－3方式）

※ 本工事は、建設工事標準図等活用発注指針に基づき、標準図等活用発注方式（B－3方式）による工事であり、建設工事の発注に必要な施設の概要を記述した図面を活用し、類似工事等の実績数量、又は簡略計算により算出した概略数量が特記仕様書等に明示されたもので、契約後別途発注の設計業務の成果品を基に受注者と協議を行い、設計変更後に工事を行うものである。

4 工期 契約締結日の翌日から令和7年12月19日まで

※技術者の専任期間は令和6年10月から令和7年12月19日まで(着手時期：令和6年10月)

5 競争参加資格審査申請書の交付

(1) 交付期間 公示日から開札の日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）ただし、最終日は正午までとする。

(2) 交付場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課
TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出期限等

(1) 提出期間 公示日から令和6年6月14日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、申請書は、令和6年6月14日以降も当該工事に係る開札の時まで(行政機関の休日を除く。)随時、受け付けるが、当該工事に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所 上記5(2)に同じ。

(3) 提出方法 申請書に共同企業体協定書(下記7の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

ア 令和5・6年度防衛省における一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)審査申請書提出要領に示す申請書類一式。なお、すでに防衛省競争参加資格のうち、「電気通信工事」又は「電気工事」で級別の格付を受けている者は、防衛省競争参加資格審査申請書提出要領に示す納税証明書(その3)の写し、登録証明書及び防衛省整備計画局施設課長より通知された「資格審査結果通知書」の写し。

イ 共同企業体協定書の写し。

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告(建設工事)」(以下「公告」という。)(令和6年5月27日支出負担行為担当官北海道防衛局長)に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2社又は3社の組合せとする。

ア 防衛省競争参加資格のうち、「電気通信工事」又は「電気工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けているこ

と。)

イ 代表者及び代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格の総合審査数値が「電気通信工事」870点以上「Aランク」又は「電気工事」870点以上「Aランク」のいずれかの格付であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者は、平成21年度から公示までに完了又は引渡し完了した工事で次の①又は②のうちいずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、国内における屋外通信線路工事又は、屋外配電線路工事

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事(以下、「総合発注工事」という。)の一次下請けとして完了した工事のうち、国内における屋外通信線路工事又は、屋外配電線路工事

また、代表者以外の構成員は、平成21年度から公示までに完了又は引渡し完了した工事で次の①又は②のうちいずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして、国内における通信工事又は電気設備工事

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事(以下、「総合発注工事」という。)の一次下請けとして完了した工事のうち、国内における通信工事又は電気設備工事

イ 建設業法の「電気通信工事」又は「電気工事」につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 「電気通信工事」又は「電気工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、「電気通信工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。

この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終

了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記 7 (1) ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。

ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「東千歳（6）構内線路等整備工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設 建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。